

令和6年度 とくしまエシカルマルシェ開催等委託業務 仕様書

1 委託業務名

令和6年度 とくしまエシカルマルシェ開催等委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月7日（金）まで

3 委託業務の目的、趣旨

県民がエシカル消費を認知し、日々の生活において実践することを促すため、県民誰もが参加できるイベント「とくしまエシカルマルシェ」を開催する。

イベントの実施に際しては、エシカル消費を実践する多様な主体を参画させることにより、エシカル消費の幅広い世代・対象への普及促進を図ることとする。

4 業務内容

県民のエシカル消費の認知度を高め、エシカル消費への実践を促すため、以下の条件を満たす「とくしまエシカルマルシェ」を開催すること。

(1) 開催回数

- ・委託期間中に合わせて2度開催すること

(2) 開催地域・時期等

- ・1回は、令和7年1月に開催される「とくしまマルシェ」と連携した開催とすること
- ・1回は、徳島市外の屋内会場を中心に開催することとし、7月～8月の間の最も集客が見込まれる日とすること

(3) 出店者の募集・連絡調整

ア 出店者については、徳島県と調整のうえで、以下の条件を満たす者とする

- ・エシカル消費自主宣言 (<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shohiseikatsu/5007469>)

既宣言事業者または、令和6年度内に宣言を行う事業者とし、各回10者以上の出店を確保すること

- ・開催期間中、自ら販売を行い搬入ができる者とする

イ その他、出店者の募集及び決定の際は、徳島県と協議を行うこと

ウ 出店者の紹介・ブースでの展示に際しては、出店者が実践するエシカル消費の要素を、マーカーや説明文等を用い、分かりやすく表示すること

エ 出店者に対しては、会場担当者および徳島県と調整のうえで、出店マニュアルの作成・配布や事前説明を実施すること

オ 緊急時の場合のみならず、各出店者との連絡が図られるよう、連絡先一覧等を作成すること

カ その他、徳島県と協議し、「とくしまエシカルマルシェ」の運営・開催に係る事項について速やかに出店者に報告・連絡し、イベント開催に支障をきたすことのないようにすること

(4) 会場側との連絡・調整

- ・会場管理者側と必要な協議を行い、イベント開催に関する連絡調整を行うこと

(5) 当日の開催運営・撤去

- ・看板、装飾等必要な物品などの会場設営の補助を行うこと
- ・来場者及び出店者への対応、会場の安全管理等を行うこと
- ・イベント終了後は速やかに撤去作業等を行うこと

(6) 広報宣伝・周知等

ア 誘客促進イベントの開催等

- ・来場者を誘導するためのサイン、看板等の設置や各ブース等への周遊を促すスタンプラリー等のイベント実施及びSNS等を活用した情報発信を実施すること

イ PR資材の作成・広報

- ・「とくしまエシカルマルシェ」をPRするチラシ、ポスター等の作成・印刷及び、これら媒体を使用した広報を実施し、これら媒体のデータ等については、県に納品すること
- ・「エシカル消費」の普及啓発に効果的な宣伝広報媒体を作成すること。また、広報等の手法を利用して、一人でも多くの県民にエシカル消費が浸透するような工夫をし、周知を図ること

ウ 県指定のCMS上でのコンテンツ作成を行うこと。

エ 「とくしまエシカルマルシェ」の実施に合わせ、来場者へのアンケートを実施するとともに、アンケート結果の取りまとめ、分析を行うこと。なお、アンケートの内容については、県と十分に協議を行うこと

(7) 不可抗力によるイベントの中止等

- ・悪天候、災害等の不可抗力により、イベントを中止した場合は、中止となるまでに発生した経費や中止に伴って発生した経費を本業務に係る経費とすることができる。

5 報告書の作成

受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書（指定様式）と合わせて、記録写真を含めた事業全体の報告書及び成果物を提出すること。

チラシ、パンフレット及び記録写真については、電子データ形式で納品し、全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、委託者に帰属する。

(1) 提出期限

令和7年3月7日（金）

(2) 提出先

徳島県危機管理部消費者政策課

(3) 部数

- | | |
|----------------------|----|
| ・委託業務完了報告書 | 1部 |
| ・事業費精算書 | 1部 |
| ・事業実施（実績）報告書（成果物を含む） | 1部 |

6 その他留意事項

- (1) 本仕様の定めがない内容であっても、本業務の目的にかなうと思われる方法がある場合は、積極的な提案を行うこと。
- (2) 実施内容等は、委託者と十分協議しながら進めることとするが、委託者及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合がある。その場合においても、引き続き、受託者の責任により取り止め等の対応を行うものとする。
- (3) 委託者の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- (4) 本事業を行う上で、必要となる物品や各種業務については、徳島県内の事業者から優先調達するよう努めること。
- (5) 参加者等との調整により、想定されている日程等が変更する可能性があるため、柔軟に対応できる体制を整備すること。
- (6) 当該業務内容の変更等に伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて協議の上、対応すること。
- (7) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者とその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (8) 本業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ること無く第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用しないこと。委託期間の終了または解除された後についても同様とする。
- (9) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (10) 業務計画書に記載した事項を変更する必要があると判断したときは、委託者に対してその旨の

届出を行い、委託者の指示に従わなければならない。

- (11) 当該業務で作成したすべての印刷物等の著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）を県に譲渡すること。
- (12) 仕様書に無い項目で疑義が生じた場合、その都度委託者と協議を行うこと。
- (13) 本業務を実施する上で、必要な資料、画像、映像等について、委託者から受託者に提供するものとする。受託者は責任をもって資料等の管理を行うとともに、返却する必要があるものについては、業務完了後速やかに返却すること。
- (14) 本事業の完了時において、受託者から提出された実績報告書に基づき、必要に応じて調査を行い、支払額を確定する。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計とする。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類を用意すること。なお、当該証拠書類については、令和12年3月31日まで保存すること。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合がある。
- (15) 提案された内容はすべてにおいて実施することを確約するものではなく、内容等について双方で調整の上実施することとする。また、事業内容の見直しを図る場合があり、その際は県と受託者で協議を行いながら、随時調整する。